

よくある質問(FAQ)

【過去(令和4年度～7年度)に補助金交付を受け、再度の申請をする場合について】

【Q1】

過去に「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援補助金」の交付を受け、200 万円の補助を受けた場合、今回の令和7年度補正分には申し込めますか。

また、申し込めるならいくら補助が受けられますか。

【A】

過去(令和4年度～7年度)に申請された方も、改めて申請が可能です。

また、過去に交付を受けた補助額にかかわらず、上限300万円までの申請が可能です。

なお、今回の公募(令和7年度補正)以降での申請は1回限りとなりますのでご注意ください。

【Q2】

過去に本補助事業で A 店舗の空調設備Xを更新しました。

過去と同じ設備は補助対象外と聞いていますが、A 店舗に設置している別の空調設備 Yと、B 店舗に設置している空調設備Zの更新であれば、補助対象になりますか。

【A】

補助対象となりえます。

本補助事業を活用して設置された A 店舗の空調設備Xを、令和7年度補正の本補助金で再度更新することは認められませんが、それ以外の設備であれば申請可能です。

【要件等について】

【Q3】

社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人農業法人、農業協同組合又は生活協同組合は、補助対象事業者になりますか。

【A】

中小企業基本法上の「中小企業者」又は本補助金の要件である「中小企業者等」に該当しないことから、すべて補助対象外となります。

なお、個人事業主である開業医の場合、中小企業基本法上の「中小企業者」に該当するため、対象となりえます。

【Q4】

事業所が複数ある場合、各事業所単位での申請は可能ですか。

【A】

本補助金は事業者単位での申請となりますので、同一事業者が複数の申請を行うことはできません。事業所が複数ある場合は、取りまとめて申請してください。

【Q5】

法人と個人事業主でそれぞれに事業を行っている場合、各々で申請しても問題ありませんか。

【A】

別人格であり、実態としても経営を異にしている場合、補助対象要件を満たしていれば、それぞれに申請をしていただいて構いません。

【Q6】

複数の事業を営む個人事業主の場合、いくつかの事業用の設備を併せて申請することはできますか。

【A】

まとめて申請していただいて構いませんが、その場合も補助上限額は300万円となりますのでご承知おきください。

【Q7】

他の補助金との併用は可能ですか。

【A】

市町村等、国又は県を除く団体が実施する補助金については、併用を制限しておりません。

ただし、市町村等の補助金に併用の制限がある場合がありますので、該当の市町村等、補助金実施団体にお問い合わせください。

【Q8】

現在「ものづくり産業（製造業）エネルギーコスト削減対策緊急支援事業」の申請をしていますが、複数の業種を営んでおり、本補助金の対象業種である「飲食・商業・サービス業等」も営んでいる場合、「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業」を申請することは可能ですか。

【A】

「ものづくり産業（製造業）エネルギーコスト削減対策緊急支援事業」は本補助金とは異なる補助金であり、要件を満たす限り、本補助金を申請いただくことは可能です。

本補助金の申請にあたっては、主たる業種（売上が最も大きい）が飲食・商業・サービス業等である必要があります。

ご提出いただく決算書に基づき、直近の売上比率もしくは2期分の売上比率を比較して、飲食・商業・サービス業等の売上割合が最も大きければ、補助対象になりえます。

2期分では判断が難しい場合は、3期分の平均比率でご判断ください。

【Q9】

新型コロナウイルス感染症関連融資利用の特例（補助率の優遇措置）を受ける場合、具体的にどの融資が該当しますか。

【A】

島根県制度融資は、収益力改善伴走支援特別資金、セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）、新型コロナウイルス感染症対応資金が該当します。

資金名称から新型コロナウイルス感染症に係る借入であることが明らかでない場合や、借り換えをした場合、まずは申請書等を提出する予定の支援機関にご相談いただき、支援機関又は金融機関の確認書を取得してください。

【Q10】

コロナ融資借入後の住所移転により、「本補助金の申請時の住所」と「コロナ融資借入返済予定表に記載の住所」が異なる場合、追加で書類の提出が必要ですか。

【A】

移転前と移転後の住所が書面から把握できる公的な書面を追加でご提出ください。

法人の場合：履歴事項全部証明書

個人事業主の場合：住民票、免許証の写し、公共料金書類 等いずれか

【Q11】

個人事業主で、島根県に事業所がありますが、居住地が県外の場合、補助対象となりますか。また、島根県に住所がない場合でも、県内の納税証明書を取得することは可能ですか。

【A】

島根県内に主たる事業所を有している等の要件を満たしていれば補助対象事業者となります。

なお、納税証明書は、島根県内に住所がなくとも取得は可能です。島根県税の滞納のないことの証明書について、島根県内の県民センター各事務所又は隠岐支庁の県税窓口へ申請をお願いします。

【補助対象経費について】

【Q12】

補助率が1/2で補助限度額の下限が20万円と定められていますが、コロナ融資の利用により補助率2/3が適用される場合、下限はどうなりますか。

【A】

コロナ融資の利用の有無にかかわらず、下限額は20万円です。

補助率が1/2の場合は補助対象経費40万円以上、補助率2/3の場合は、補助対象経費30万円以上の設備等が対象となります。

また、交付決定段階では補助額が下限額を上回っていたものが、額の確定段階で下限額を下回った場合は、補助対象外となります。

【Q13】

車両経費のオプションなどは補助対象となりますか。

【A】

車両本体のみが補助対象経費となり、それ以外の【オプション費用】【販売諸費用】【税金・保険料等】【予備品(タイヤ)】などは補助対象外となります。

車両本体価格の明示された見積書等を徴取してください。

【Q14】

営業車や納品用トラック等の白ナンバー車は、補助対象となりますか。

【A】

車両は汎用性が高いため、原則として車検証等で事業用と判断できないものは対象外となります。

例外として、ホイールローダーや移動タンク貯蔵所(タンクローリー)等、汎用性が低い一部の車両(例えば特殊用途車両)は補助対象になるものもあります。事務局へご確認ください。

【Q15】

更新後の車両が既存車両よりサイズが大きくなっても、補助対象となりますか。

【A】

エネルギーコストが削減されるのであれば、サイズが大きくなっても補助対象となります。

【Q16】

「有償運送許可証」を取得している白ナンバー車両は補助対象となりますか。

【A】

許可証の写しをご提出いただければ、事業用車両として取り扱いますので、補助対象となります。

【Q17】

LED の交換について、電球や蛍光灯のみの交換は補助対象となりますか。

【A】

LED の交換は、機器(ユニット、台)もセットでの交換でなければ補助対象となりません。

照明器具の電球・LED 灯の交換だけの場合は消耗品の扱いとなり原則補助対象外ですが、工事費を含めて固定資産に計上される場合は補助対象となる場合があります。

なお、固定資産に計上されるかについては、税理士や税務署に予めご確認ください。

【Q18】

大型のエアコン1台を小型エアコン複数台に入替え予定ですが、補助対象になりますか。

【A】

エネルギーコストの削減に資することを前提に、小型エアコンを複数台設置する計画であっても、工事費、撤去・廃棄費を含め更新分すべてが補助対象となりえます。

【Q19】

エアコンを部屋Aで1台、部屋Bで1台の更新予定です。

部屋A単体ではエネルギーコストが削減されますが、部屋B単体ではエネルギーコストが増加します。

部屋A＋部屋Bの2台トータルで比較するとエネルギーコスト減になりますが、補助対象になりますか。

【A】

部屋ごとではなく、空調設備トータルでエネルギーコストが削減されていれば、補助対象となりえます。

【Q20】

天井カセット形エアコンから天吊形エアコンへの更新で、エアコンの設置方法が異なる場合でも補助対象になりますか。

【A】

設置方法にかかわらず、更新前後で比較しエネルギーコストが削減されていれば、補助対象となりえます。

【Q21】

賃借物件の設備の更新は補助対象になりますか。

更新費用は貸主(申請者)が負担します。

【A】

賃貸物件の場合、設備の所有者と当該設備の電気代等を負担している者が同一である場合に限り申請が可能です。

貸主が申請する場合、借主に電気代を負担させていない旨を書面で確認する必要がありますので、別途賃貸契約書等をご提出いただきます。詳細は事務局へご相談ください。

【Q22】

既存設備(例:エアコン)を撤去せず、稼働率を半分に下げたうえで、別の設備(例:省エネエアコン)を新規導入し、既存設備の稼働分を補う計画としています。

既存設備と新規導入する設備合計でのエネルギーコストは削減されるため、補助対象になると考えてよいですか。

【A】

新規導入で補助対象となりえる設備は、電力制御システムなどの、「導入により既存設備のエネルギーコストが削減されることが客観的に証明されるもの」に限定されます。

既存設備を撤去せずに稼働を制限して、新規に設備を導入するケースなどは、エネルギーコストの削減効果が客観的に担保されないため、補助対象となりません。

【見積・発注先について】

【Q23】

見積相手先を、県内業者ではなく県外業者に発注してもよいでしょうか。

【A】

県外事業者に発注することをもって補助事業対象外とはしていませんが、県内に事業所を有する中小企業者の受注機会の確保のため、「県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること」を採択基準の一つとしていますので、ご理解の上できる限り県内事業者への発注に努めていただきますようお願いいたします。

なお、県外事業者に発注する場合は、指定の Excel 様式「事業計画③」にその理由を記載してください。

【Q24】

工事車両等を更新する場合、仕様を満たす車両を異なるメーカーで比較し、価格及び性能から選定し見積を依頼することになります。

この場合、2社以上から徴取するそれぞれの見積書には、双方で異なる車両名、型式等が記載されますがよいでしょうか。

【A】

2社の見積書で型式が異なる理由書が必要となります。

例) 工事車両の場合

A 社と B 社に以下の車両について見積を依頼した。

- ・●●●の工事で使用できる車両であること
- ・燃費が●km/l であること
- ・その他

などのように、必要最低限のスペック(性能等)を列挙して、該当する車両を各業者から提案された旨を記載してください。

【Q25】

電気器具の販売・卸売業を営んでいる事業者の場合、設備は自社で調達が可能です。
この場合、取付工事のみ外部に依頼する形でも補助対象となりますか。

【A】

自社内部の取引により設備等を調達する場合は、補助対象外となります。

また、自社内部の取引により調達した設備等の取付工事を外部発注する経費についても補助対象外となります。

【申請書類について】

【Q26】

商工会に所属していないので、申請書を直接事務局へメールで送ってもいいですか。

【A】

申請書等は必ず支援機関を経由して提出していただくことになっています。
会員ではなくても支援機関による支援が受けられますので、利用の手引き「申請編」(P29)の、最寄りの商工会議所、商工会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体連合会、公益財団法人しまね産業振興財団へご相談ください。

【Q27】

指定の Excel 様式「事業計画②【直近の決算期におけるエネルギーコストの状況の明細書】」の④E:光熱費・燃料費欄に記載する金額ですが、例えば空調の更新で削減されるのが電気代であれば、燃料費は関係ないので記載は不要(車両の更新であれば、光熱費は不要)と考えてよいでしょうか。

【A】

採択における審査基準の一つである「エネルギーコストの削減効果」については、申請者が使用しているエネルギーコスト全体を対象として評価します。

そのため、更新する設備にかかわらず、該当する経費があれば、光熱費、燃料費とも記載してください。

【交付決定後の手続きについて】

【Q28】

補助事業完了期限日までに補助事業が完了しないことが見込まれるが、補助対象期間の延長は可能ですか。

【A】

補助事業者の責めによらないやむを得ない理由により、補助対象期間内に補助事業を完了することができないと見込まれる場合には補助対象期間の延長が認められる場合がありますので、事務局までご相談ください。